特集

ＪＡの実務と個人情報

①２０２６年個人情報保護法改正の概要

２０２６年７月10日、個人情報保護法の改正法が成立した。施行日は、一部を除き２０２８年春頃となることが見込まれている。改正事項は多岐にわたるが、本稿では、ＪＡの信用・共済事業に影響を及ぼす可能性のある項目を中心に、重要度の高いものを抜粋して取り上げる。なお、本文中では、「個人情報の保護に関する法律」を「個人情報保護法」、今般成立した「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」を「改正法」、改正法成立・施行後の個人情報保護法の条文を「改正後○条」と表記する。

弁護士法人永井総合法律事務所



弁護士　永井 利幸

2010 年弁護士登録。金融規制法、個人情報保護法に関するアドバイスを提供している。農林中金アカデミー全国研修（県域職員向け）講師。



弁護士　藤尾 将之

2019 年弁護士登録。企業法務、金融法務のほか、営業秘密管理、デジタル遺産を含む相続・遺産分割などに取り組んでいる。

改正事項 1　本人同意に関する規律の緩和

現行法下で、個人データの第三者提供（個人情報保護法27条１項）または外国にある第三者への提供（同法28条１項）を行う場合、原則として本人同意が必要であるとされています。改正法では、データ利活用の促進策として例外規定が新設され、本人の同意を要する場面の規律が緩和されました。

例えば、ホテルの予約サイトに入力された予約者の個人情報をホテルに提供する場合（想定事例１）、金融機関が海外送金の依頼を受けた顧客の個人情報を外国の金融機関に提供する場合（想定事例２）のような、第三者への提供が本人の意思に反しないと思われる状況（**図表１**）であっても原則どおり個別に同意を取得する必要があるとするのは、本人や事業者に過剰な負担となり得ます。そこで、改正法では、「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合」「その他当該個人データの取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」には、同意を不要とする例外規定が新設されました（改正後27条１項８号）。改正法施行後は、想定事例１および２のような場面では、本人の同意なく個人データの第三者提供が可能となる見通しです。

特集

ＪＡの実務と個人情報

②実務における個人情報の取扱いの留意点

ＪＡは、多様な事業を通じて組合員を支える組織。事業間で情報を適切に連携すれば、ニーズに応じた提案や支援につなげられる一方、情報の利用・共有には法的なルールがある。本稿では、その基本と実務上の留意点を整理する。

全国農業協同組合中央会
ＪＡ組織・経営対策部 ＪＡ経営支援課
藤田 達也

1 はじめに

ＪＡは、信用・共済・購買・販売・営農指導など、組合員の暮らしと経営に関わる多様な事業を1つの組織で営んでいます。各事業がもつ情報を適切に結びつけることができれば、組合員のニーズを早期に把握し、より的確な提案や支援につなげられる可能性があります。一方、目的や必要性を十分に確認しないまま情報を広く閲覧・提供することは、組合員の信頼を損なうだけでなく、法令違反や漏えい事故につながるおそれもあります。

個人情報保護法（以下、「法」という）は、情報の利用を一律に制限するものではありません。法1条は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。情報を利用する際には、利用目的や必要性、共有先、取扱方法を確認し、本人にも説明できるかたちで利用するという視点が重要です。

2 個人情報の取扱いに関する基本的な考え方

個人情報の取扱いでは、まず、利用目的をできる限り具体的に特定しなければなりません（法17条1項）。また、取得した情報は、原則として、その目的の達成に必要な範囲内で利用することとなります（法18条1項）。例えば「組合員サービスの向上のため」とだけ示すよりも、「信用・共済・購買・販売・営農指導等の商品・サービスの案内、提案および提供のため」など、本人が利用場面を合理的に予測できる程度に具体化しておくことが望まれます。

既存の利用目的を変更できるのは、変更前の目的と関連性があると合理的に認められる範囲です（法17条2項）。個人情報保護委員会の通則ガイドラインでは、この範囲に

解 説

2026 事務年度 金融行政方針の概要とポイント

今年も金融庁から金融行政方針が公表された。地域金融力の強化や資産形成支援、金利上昇を踏まえたＡＬＭ、ガバナンス・内部監査の高度化、金融犯罪への対応など、信用事業に携わるＪＡ職員が押さえておくべきポイントを紹介する。



ひふみ総合法律事務所 弁護士
番匠 史人

2003 年慶應義塾大学法学部卒業。05 年司法試験合格。09 年～ 11 年金融庁（検査局）出向。金融証券検査官として、保険会社、銀行、信託銀行の検査実務等に従事。主要取扱業務は、金融レギュレーション、IT・知財戦略法務、不正調査、危機管理・反社会的勢力対応等。JA ほか金融機関での研修多数。

1 行政方針の構成と「成長投資金融戦略」との関係

金融庁は、２０２６年９月15日に「２０２６事務年度金融行政方針」（２０２６事務年度の金融行政における重点課題および金融行政に取り組む上での方針。以下、「本方針」という）を公表しました。

本方針は、政府が同年７月21日に策定した「成長投資を促進するための金融戦略―資産運用立国のアップグレード―」（以下、「金融戦略」という）を受けて、金融庁としての施策を具体化する位置づけとされています。

金融戦略は、内閣官房（日本成長戦略本部事務局）が取りまとめたもので、ＡＩ・半導体、造船、フードテック等の17の戦略分野への官民による成長資金の供給拡大、銀行等の投資専門子会社の議決権保有制限の緩和等による資金供給機能の強化、社債・ローン市場の厚みの確保、地域金融力の強化、ｉＤｅＣｏ・ＮＩＳＡの改革や金融経済教育による家計の資産形成支援、ブロックチェーンを基盤とする「オンチェーン金融」の推進等を柱としています。金融戦略が「何をするか」を、本方針が「金融庁としてどう実行するか」を示す関係にあります。

本方針は、金利上昇と企業の資金需要の増加を背景に金融機関の資金調達・運用に変化がみられること、生成ＡＩを含むデジタル技術の進展、サイバーセキュリティリスクおよび金融犯罪の巧妙化を環境変化として挙げたうえで、**図表１**のとおり、昨年と同じ３本柱の下に施策を整理しています。

本稿では、このうち系統金融機関の信用事業に直接関係

解説

マネロン等・金融犯罪対策の取組と課題（2026年7月）の概要と重要ポイント

2026年7月、金融庁が「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題」（2026年7月）を公表した。その概要を紹介するとともに、金融庁が現在重視する論点や今後の監督の方向性、JAの信用事業に求められる実務上の対応を解説する。





のぞみ総合法律事務所
弁護士
川西 拓人

2002年京都大学法学部卒業、03年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。08～10年金融庁検査局出向（金融証券検査官・専門検査官）。15年7月より現職。



のぞみ総合法律事務所
弁護士
山田 真吾

2007年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。10年あゆの風法律事務所入所。14年財務省東海財務局、19年金融庁（マネロン室等）に出向。24年9月より現職。

1 「取組と課題（2026年7月）」の位置づけ

基礎的な態勢整備から有効性の確保・高度化へ

金融庁は、2026年7月、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題」（以下、「本レポート」という）を公表しました。本レポートは、主として2025事務年度における金融庁・財務局の取組み、金融機関の対応状況および国際的な動向を取りまとめたものです。

本レポートにおいて、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）に準拠した態勢整備状況を確認するため、2024年3月末時点の対応状況をアンケート調査した結果、基礎的な態勢整備の完了率は99％であったとし、また、その後、2026年3月までに107先に対する検査を実施し、完了報告の正確性、すなわち、ガイドライン準拠性の実態を確認したところ、一部になお対応が不十分な金融機関等が確認されたとしています。

もっとも、現在の監督上の重点は、基礎的な態勢整備状況から、整備した態勢が実際に機能し、自ら検証・改善できているかという有効性の確保・高度化に移っています。

2 マネロン等対策と金融犯罪対策の一体的な強化

本レポートは、「マネロン等対策の更なる高度化に向けた取組」、「国民を金融犯罪から守るための取組」の2章から構成されています。

現在、SNS型ロマンス詐欺・投資詐欺に加え、フィッシング詐欺、特殊詐欺が増加傾向にあり、金融機関には、①利用者をこれらの詐欺被害に遭わせないことだけでなく、②口座の不正利用を抑止することが求められています。不正に開設・譲渡